

審 査 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第75条の2第3項
処 分 の 概 要	自動車使用制限標章の取除き (速度・過積載・過労違反及び放置違反金納付命令に係るもの)
原権者(委託先)	公安委員会
法 令 の 定 め	前条第3項から第11項までの規定は、前2項の規定による命令について準用する。  ※ 前条第3項から第11項は、別紙のとおり
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	申請受理後
申 請 先	使用制限を実施した警察署の交通課
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係・駐車管理係 (048-832-0110)
備 考	<p>道路交通法施行令第9条の16</p> <p>法第75条第10項の規定による申請は、別記様式第5の4の標章除去申請書及び次の掲げる書類を提出して行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 標章の除去を申請しようとする者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合、住民票の写し</li> <li>② 標章除去申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類</li> <li>③ 標章除去申請者が法人である場合、登記事項証明書</li> <li>④ 申請に係る車両が自動車である場合、自動車検査証</li> <li>⑤ 申請に係る車両が自動車である場合、保管場所が確保されていることを証明する書類</li> <li>⑥ 標章除去申請者が申請に係る車両の使用について権原を有することを証明する書類</li> <li>⑦ 命令の期間における車両の使用に関し、標章除去申請者と命令を受けた者との法律関係を明らかにする書類</li> </ol>

## 別紙

### 道路交通法第75条

- 3 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該命令に係る自動車の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者であるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。
- 4 公安委員会は、第2項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 5 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 6 前項の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。
- 7 第4項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 8 第4項の聴聞の主事者は、必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。
- 9 公安委員会は、第2項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に対し、運転し、又は運転させてはならないこととなる自動車の番号標の番号その他の内閣府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。
- 10 前項の規定により標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動車を買受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者は、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、当該標章を取り除かなければならない。